

子ども・子育て支援新制度における施設・事業に係る認可等の枠組みについて

施設事業の種類		これまでの認可（認定）主体	新制度における認可（認定）主体	確認主体	給付主体
教育・保育施設	認定こども園 ①幼保連携型	都道府県	都道府県 政令市・中核市	市町村	市町村
	認定こども園 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型	都道府県	同左		
	幼稚園（注1）	都道府県	同左		
	保育所	都道府県 政令市・中核市	同左		
地域型保育事業	①家庭的保育事業 5人以下0～2歳児 ②小規模保育事業 6～19人以下0～2歳 ③居宅訪問型保育事業 0～2歳児 ④事業所内保育事業 従業員の子ども +地域の子ども （地域枠：0～2歳児）	—	市町村		

※注1：新制度へ移行しない幼稚園は、上記に含まない。

放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	都道府県へ届出	市町村へ届出	—	市町村
--------------------	---------	--------	---	-----